

令和 7 年度 第 1 回静岡市民生委員推薦会

はじめに

民生委員の担い手不足が続く中、本市では一部地区で欠員が長期化しています。住民福祉の継続確保と候補者確保を図る観点から、欠員地区の公開等について、委員各位の意見を求めます。

また、欠員地区の民生委員候補者について、推薦に係る審議をお願いします。

目次

1 議事

審議事項 1 民生委員欠員地区の公開について

審議事項 2 民生委員候補者の推薦について

2 事務連絡

令和 7 年度一斉改選について

【審議事項 1】

民生委員欠員地区の公開について

1 背景・目的

民生委員の担い手不足が続く中、本市では一部地区で欠員が長期化しています。

住民福祉の継続確保と候補者確保を図る観点から、(1) 欠員地区を公開するか否か、(2) 公開する場合の情報の出し方—この2点を一体的に検討したいと考えております。本議題は、まず公開の利点・留意点を整理したうえで、公開手法を「周知範囲」と「情報の細かさ」の2軸で比較し、委員各位の意見を求めるものです。

2 欠員地区を公開することの是非

(1) 利点

制度理解の促進

居住する地域の状況は「自分ごと」として認識され、民生委員制度の知るきっかけとなる。

候補者層の拡大

情報公開により、新たな層からの応募が期待でき、従来の選出方法を補うことができる。

地域の自立力向上

「自分の地域を支える」という意識が醸成され、長期的に地域力の底上げにつながる。

(2) 留意点

地区イメージへの影響

「欠員地区」と示すことで地域住民の不安感を招く恐れがある。

悪用の可能性

欠員地区は見守りが手薄と受け取られ、犯罪・詐欺の標的とされる可能性がある。

個人情報保護上の課題

情報の細かさにより小規模地区では個人が推察される恐れがある。

3 公開手法の検討

公開する場合の手法について、周知範囲と情報の細かさの2軸に基づき整理しました。

軸	選択肢	主な利点	主な留意点
範囲	広域周知 (ウェブサイト等)	幅広い層に届き、候補者確保の裾野が拡大する。	デジタルに不慣れな人に届きにくい。
	地域内限定 (回覧板・町内掲示板等)	公開範囲を絞りプライバシーに配慮できる。	回覧により地区役員の負担が増加する。
情報の細かさ	詳細に示す (個別の担当区域単位等)	欠員箇所が一目で分かり応募判断が容易。 具体的な推薦行動につながりやすい。	小規模地区で個人が特定されやすい。
	大まかに示す (民児協単位等)	個人特定リスクを抑えやすい。 紙媒体にも掲載しやすい。	応募行動につながりにくい。

4 審議について

民生委員欠員地区の公開の是非及びその理由を、**別紙1**回答書によりご回答をお願いします。

また、公開する場合に取るべき手法について、合わせてご回答をお願いします。

5 資料

民生委員・児童委員の充足率

審議事項1_資料1

民児協地区会長対象アンケート調査結果概要（抜粋）

審議事項1_資料2

市計		定数	実数	充足率
		1,204	1,158	96.2%

地区No.	地区名	定数	実数	充足率
区計		467	442	94.6%
1-1	中部	24	21	87.5%
1-2	伝馬町	16	15	93.8%
1-3	安東	30	30	100.0%
1-4	城北	17	17	100.0%
1-5	麻機	16	15	93.8%
1-6	安西	16	16	100.0%
1-7	番町	21	21	100.0%
1-8	横内	21	17	81.0%
1-9	竜南	19	17	89.5%
1-10	千代田	21	17	81.0%
1-11	千代田東	17	17	100.0%
1-12	西奈	19	19	100.0%
1-13	西奈南	19	16	84.2%
1-14	西部	27	27	100.0%
1-15	田町	17	16	94.1%
1-16	北部	26	24	92.3%
1-17	美和	24	22	91.7%
1-18	賤機	24	23	95.8%
1-19	服織	24	24	100.0%
1-20	藁科	19	19	100.0%
1-21	安倍	22	22	100.0%
1-22	藁科北	17	17	100.0%
1-23	井川	11	10	90.9%

地区No.	地区名	定数	実数	充足率
区計		318	310	97.5%
2-1	大里西	23	22	95.7%
2-2	中島	20	20	100.0%
2-3	中田	27	27	100.0%
2-4	南部	16	16	100.0%
2-5	森下	22	21	95.5%
2-6	西豊田	30	29	96.7%
2-7	東豊田	20	20	100.0%
2-8	東源台	14	13	92.9%
2-9	富士見	18	17	94.4%
2-10	大里東・菅竹	17	16	94.1%
2-11	大谷・久能	14	14	100.0%
2-12	長田北	15	15	100.0%
2-13	長田西	24	24	100.0%
2-14	長田東	23	23	100.0%
2-15	川原	16	15	93.8%
2-16	長田南	19	18	94.7%

地区No.	地区名	定数	実数	充足率
区計		419	406	96.9%
3-1	辻	12	10	83.3%
3-2	江尻	17	17	100.0%
3-3	入江	22	21	95.5%
3-4	浜田	16	14	87.5%
3-5	岡	22	22	100.0%
3-6	船越	17	16	94.1%
3-7	清水	21	21	100.0%
3-8	不二見	20	20	100.0%
3-9	駒越	15	13	86.7%
3-10	折戸	11	8	72.7%
3-11	三保	17	17	100.0%
3-12	飯田	28	27	96.4%
3-13	高部	24	23	95.8%
3-14	有度東	21	21	100.0%
3-15	有度西	22	22	100.0%
3-16	袖師	18	18	100.0%
3-17	庵原	17	17	100.0%
3-18	興津	23	23	100.0%
3-19	小島	16	16	100.0%
3-20	両河内	17	17	100.0%
3-21	蒲原	23	23	100.0%
3-22	由比	20	20	100.0%

政令市充足率等比較表

連番	自治体名	R4.12.1				R1.12.1				H28.12.1				H25.12.1				H22.12.1			
		定数	実数	充足率	順位	定数	実数	充足率	順位	定数	実数	充足率	順位	定数	実数	充足率	順位	定数	実数	充足率	順位
1	札幌市	2,967	2,792	94.1%	6	2,970	2,833	95.4%	5	2,955	2,823	95.5%	11	2,936	2,810	95.7%	14	2,839	2,740	96.5%	10
2	仙台市	1,621	1,489	91.9%	13	1,618	1,521	94.0%	10	1,603	1,536	95.8%	8	1,567	1,520	97.0%	8	1,534	1,489	97.1%	9
3	さいたま市	1,469	1,360	92.6%	12	1,458	1,372	94.1%	9	1,426	1,344	94.2%	18	1,399	1,324	94.6%	19	1,351	1,297	96.0%	15
4	千葉市	1,528	1,419	92.9%	11	1,520	1,421	93.5%	11	1,502	1,433	95.4%	12	1,485	1,430	96.3%	9	1,467	1,411	96.2%	14
5	横浜市	4,735	4,311	91.0%	16	4,717	4,359	92.4%	18	4,681	4,412	94.3%	17	4,640	4,409	95.0%	18	4,548	4,377	96.2%	12
6	川崎市	1,857	1,503	80.9%	20	1,813	1,479	81.6%	20	1,724	1,514	87.8%	20	1,597	1,477	92.5%	20	1,668	1,499	89.9%	19
7	相模原市	933	853	91.4%	15	933	872	93.5%	12	930	882	94.8%	15	915	888	97.0%	7	892	858	96.2%	13
8	新潟市	1,375	1,288	93.7%	9	1,375	1,282	93.2%	14	1,375	1,325	96.4%	7	1,375	1,323	96.2%	10	1,375	1,312	95.4%	17
9	静岡市	1,204	1,152	95.7%	3	1,196	1,144	95.7%	4	1,189	1,152	96.9%	4	1,181	1,155	97.8%	4	1,177	1,154	98.0%	5
10	浜松市	1,347	1,326	98.4%	2	1,345	1,309	97.3%	2	1,335	1,289	96.6%	5	1,328	1,300	97.9%	3	1,318	1,263	95.8%	16
11	名古屋市中区	4,481	4,212	94.0%	7	4,449	4,239	95.3%	6	4,395	4,238	96.4%	6	4,329	4,204	97.1%	6	4,192	4,131	98.5%	2
12	京都市	2,728	2,706	99.2%	1	2,728	2,724	99.9%	1	2,728	2,727	100.0%	1	2,728	2,722	99.8%	1	2,728	2,722	99.8%	1
13	大阪市	4,210	3,913	92.9%	10	4,239	3,993	94.2%	8	4,235	4,049	95.6%	10	4,235	4,055	95.7%	13	4,207	4,095	97.3%	6
14	堺市	1,172	1,099	93.8%	8	1,169	1,113	95.2%	7	1,159	1,109	95.7%	9	1,147	1,099	95.8%	12	1,126	1,093	97.1%	8
15	神戸市	2,571	2,327	90.5%	18	2,571	2,385	92.8%	16	2,575	2,440	94.8%	16	2,568	2,452	95.5%	15	2,566	2,439	95.1%	18
16	岡山市	1,242	1,171	94.3%	5	1,242	1,158	93.2%	13	1,229	1,191	96.9%	3	1,212	1,179	97.3%	5	1,194	1,171	98.1%	4
17	広島市	1,996	1,815	90.9%	17	1,985	1,836	92.5%	17	1,971	1,871	94.9%	14	1,964	1,872	95.3%	16	1,952	1,883	96.5%	11
18	北九州市	1,593	1,512	94.9%	4	1,591	1,526	95.9%	3	1,582	1,541	97.4%	2	1,568	1,539	98.2%	2	1,530	1,503	98.2%	3
19	福岡市	2,550	2,338	91.7%	14	2,522	2,345	93.0%	15	2,496	2,374	95.1%	13	2,430	2,331	95.9%	11	2,354	2,288	97.2%	7
20	熊本市	1,469	1,300	88.5%	19	1,466	1,319	90.0%	19	1,452	1,352	93.1%	19	1,436	1,366	95.1%	17	-	-	-	-

アンケート調査の集計結果（抜粋）

対象 : 法定地区民生委員児童委員協議会会長
 対象者数 : 61
 調査期間 : 令和 6 年 8 月 14 日～10 月 25 日
 (令和 6 年 11 月 25 日受付分まで反映)
 回収状況 : 有効回収数 58 有効回収率 95.08%

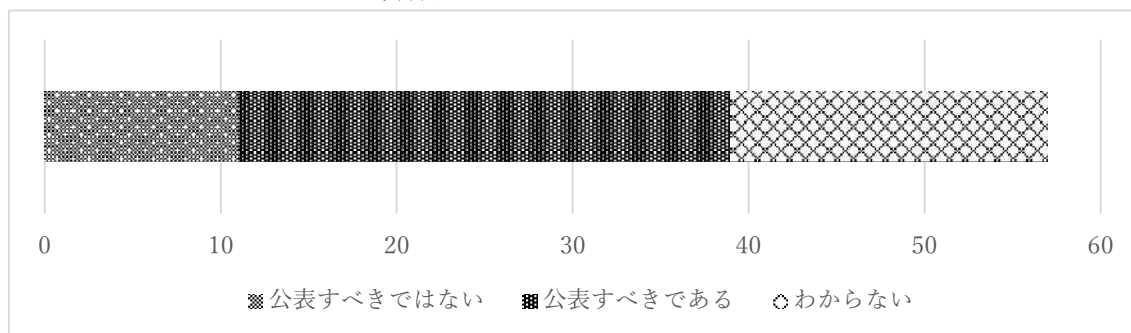
問 2 - 2 候補者探し②

東京都多摩市などでは、行政がウェブページ等で民生委員欠員地区を公表し、欠員地区の民生委員候補者を公募しています（応募者の適正を面談等で確認した後に民生委員推薦会へ推薦）。

欠員地区の公表と候補者の公募について、お考えをお聞かせください。

【欠員地区の公表】

- ☐ 公表すべきではない。 回答数 11
☐ 公表すべきである。 回答数 28
☐ わからない。 回答数 18



事由記載欄集約

1. 公表のメリット

- ・ 認知向上と住民への啓発
- ・ 民生委員の欠員状況を住民が知ること、自分たちの地域への関心が高まる。
- ・ 民生委員の役割や重要性を広く知ってもらう機会になる。
- ・ 公表することで立候補者が現れる可能性がある。

- ・地域内での協力促進
- ・地域住民が実情を理解し、地域の問題解決に積極的になる。
- ・福祉に関心のある住民の協力を得やすくなる。
- ・解決策の一つとしての意義
- ・公募や適任者選定のための第一歩として有効。
- ・自治会や町内会が問題を共有し、解決策を一緒に考えられる。

2. 公表に対する懸念

- ・地域への悪影響
- ・欠員地区の住民が不安を感じる。
- ・「欠員でもよい」という安易な考えが広がる恐れがある。
- ・偏見やネガティブなイメージが欠員地区に対して生まれる可能性がある。
- ・プライバシーや悪用の懸念
- ・悪用する人が現れるリスクがある。
- ・公表によって欠員地区の具体的な課題が外部に広がりすぎる可能性。

3. 公表する際の条件や工夫

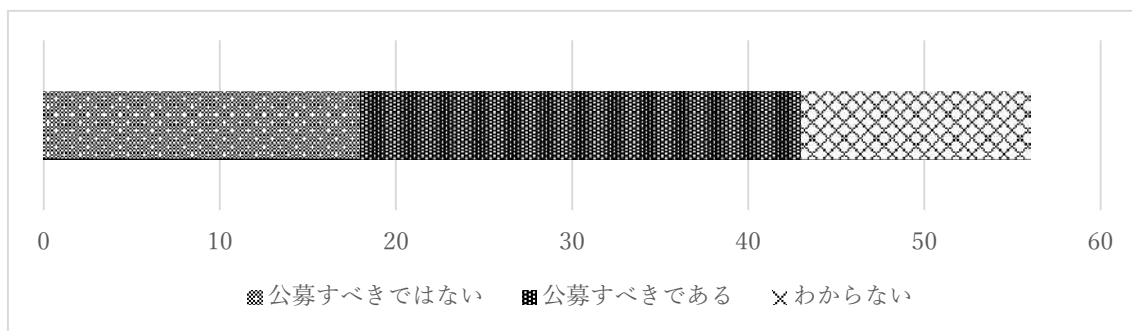
- ・対象範囲の限定
- ・地区全体ではなく、地元地区へのみ公表するのが良い。
- ・公募対象や情報公開を限定し、適切な人材を確保する。
- ・広報方法の工夫
- ・地区社協の広報紙で欠員状況を周知する。
- ・公表内容には配慮し、必要以上に不安を煽らない。

4. 制度全体の課題と改善提案

- ・人材確保の難しさ
- ・高齢化が進む地域では、なり手が少なく、民生委員が不足しやすい。
- ・担当地区内の人材にこだわらず、広域的な視点で適性のある人材を選ぶべき。
- ・推薦制度の改善
- ・現在のような「うちうち」での選定は避け、広く門戸を開く必要がある。
- ・民生委員推薦会の基準に基づき、適正な選出を進めるべき。
- ・役割の周知と支援体制の充実
- ・民生委員制度を広く知ってもらうため、啓発活動を強化する。
- ・自治会長や役員への負担を軽減し、行政側のサポート体制を強化する。

【候補者の公募】

- ☐ 公募すべきではない。 回答数 18
- ☐ 公募すべきである。 回答数 25
- ☐ わからない。 回答数 13



事由記載欄集約

1. 公募のメリット

- ・ 候補者選出の範囲が広がり、より多くの人に民生委員の存在を知ってもらえる。
- ・ 自治会の機能が低下している地域や、高齢化が進む地区での担い手不足を補える。
- ・ 応募する人は意欲や見識がある可能性が高い。
- ・ より若くてやる気のある人材を発掘できる。
- ・ 実際に公募で適任者が就任した成功事例もある。
- ・ 欠員地区を減らす手段となる。

2. 公募の課題

- ・ 応募者の適性を評価・選考する基準が不明確で、選定が難しい。
- ・ 地域住民からの信頼を得るには、候補者が地域に密着している必要がある。
- ・ 不適任者の応募があった場合、断るのが難しい。
- ・ 公募による選任は自治会や住民の同意を得にくい可能性がある。
- ・ 地域力や助け合い精神が損なわれる懸念。

3. 推薦制度の課題と限界

- ・ 現在の推薦方法では、自治会長や現委員が候補者を探す範囲が狭く、適任者を見つけにくい。
- ・ 候補者が高齢化しており、新たな若い世代の人材が発掘しにくい。

- ・自治会の機能低下や住民間の疎遠さが影響している。
- ・候補者探しが困難で、退任希望者が継続を余儀なくされている現状がある。

4. 広報や情報提供の必要性

- ・民生委員の活動内容や役割についての認知度が低いため、広報紙や地域での説明を通じた周知が必要。
- ・民生委員の存在や意義を理解してもらうことで、なり手を増やせる可能性がある。

5. 条件付き公募への意見

- ・地区限定の公募ならば適任者を見つけやすい。
- ・公募する場合でも、地域住民に限定するべき。
- ・応募者の適性は慎重に判断する必要がある。
- ・推薦と公募を併用し、自治会や関係者との協議を基に選任するべき。

6. その他の意見

- ・自治会長や住民が候補者を探す方法が最善であるという意見も根強い。
- ・地域の努力を信頼し、公募よりも現行制度を維持する方が望ましいとする意見。
- ・ボランティア意識がありながら発揮できていない人材の掘り起こしを期待する声もある。

【審議事項 2】

民生委員候補者の推薦について

1 民生委員の推薦に関する法令上の規定について

○民生委員法〔抜粋〕

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴くよう努めるものとする。

※地方自治法施行令により、指定都市は都道府県が処理する事務を処理することとされています。

民生委員の委嘱は厚生労働大臣が行いますが、これは民生委員推薦会の推薦に基づき、市長（指定都市の場合）が厚生労働大臣に推薦することで行われます。

2 候補者推薦に係る審査について

自治会や民生委員児童委員協議会の推薦を受けている方について、事務局が定型的審査を行った後、静岡市民生委員審査会に候補者として審査を依頼します。

静岡市民生委員推薦会の審査により適任と認められた者を、静岡市長に対して推薦します。

3 審議について

民生委員候補者について、**別紙 2** 候補者審査書によりご審議及び審議結果の回答をお願いします。

4 備考

欠員地区について、後任候補者の推薦があった場合、随時書面にて審査を依頼します。

別紙 2 候補者審査書に添付の推薦書を確認のうえ、候補者審査書の審査欄、審査日、推薦会委員名を記入し、ご回答をお願いします。

なお、推薦書は候補者審査書から切り離さずに、合わせてご提出ください。

【事務連絡】

令和7年度 民生委員・児童委員一斉改選に係る今後の進め方について

1 一斉改選の概要について

本年は全国一斉に実施される民生委員・児童委員の改選年度にあたり、本市においても令和7年12月1日付で新任期3年間（令和7年12月1日～令和10年11月30日）の委嘱を予定しております。

① 改選対象	市内全地区の民生委員・児童委員（現任・再任を含む） ※改選は全国一斉に行われます。
② 任期	令和7年12月1日～令和10年11月30日（3年間）
③ 推薦スケジュール	～6月：各地域から推薦候補者の推薦書提出 ～9月：本市推薦会にて対面による候補者審査 ※推薦書の提出状況により、 ～9月：民生委員審査専門分科会による候補者審査 ～9月：厚生労働大臣あて候補者を具申

2 推薦基準について

令和6年度第2回静岡市民生委員推薦会（書面開催、令和7年1月14日（火）～2月4日（火））において、令和7年度一斉改正以後の候補者に適用する静岡市民生委員推薦会の推薦基準を定めました。

令和7年度一斉改選に係る候補者の推薦については、当該基準に基づき進めております。

3 候補者審査に係る会議開催について

対面による候補者審査について、**別紙1** 回答書により候補日を提示しますので、ご都合についてご回答くださいますようお願いいたします。

5 資料

静岡市民生委員・児童委員推薦要領（推薦基準）

事務連絡_資料1

静岡市民生委員・児童委員推薦要領

1 候補者の資格・適格要件

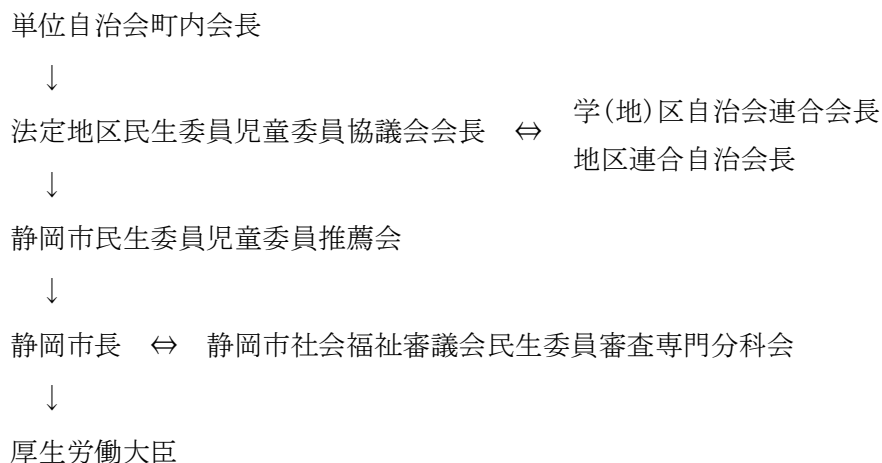
- ① 委嘱予定日において満 75 歳未満である者。ただし、健康で家族の理解があり、委員活動に支障がない場合は、この限りではない。
- ② 委嘱予定日において静岡市議会議員の選挙権がある者
- ③ 地区民生委員児童委員協議会定例会等へ出席できる者
- ④ 次の適格要件を満たす者
 - ・社会奉仕の精神に富み、人格識見が高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
 - ・その地域に居住し、実情を知っていて、地域の方から気軽に相談に行けるような者
 - ・生活が安定しており、健康であって、活動に必要な時間を割くことができる者
 - ・個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができる者
 - ・個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
 - ・児童及び妊産婦の保護等に関心をもち、児童の心理を理解し、指導することができ、親しみをもたれる者

2 候補者推薦書

候補者の推薦は、候補者推薦書（別記様式）により行う。

3 推薦の流れ

（１）推薦の順序は原則次のとおりとする。



(2) 推薦の詳細の流れは次のとおりとする。

① 候補者の選出と候補者推薦書の作成

- ・単位自治会町内会長（以下、「自治会長等」という。）は、候補者を選出し、候補者本人に対して、候補者推薦書のうち候補者本人記入欄への記載を依頼する。
- ・候補者は、必要事項を記入した候補者推薦書と写真2枚を自治会長等へ提出する。
- ・自治会長等は、受け取った候補者推薦書に署名をする。

② 候補者推薦書の提出

- ・自治会長等は、候補者推薦書と写真2枚を、現任の民生委員・児童委員を経由するなどして法定地区民生委員児童委員協議会長（以下、「地区民児協会長」という。）へ提出する。
- ・地区民児協会長は、学(地)区自治会連合会長又は地区連合自治会長と協議等を行い、候補者推薦書へ連名で署名する。
- ・地区民児協会長は、完成した候補者推薦書を所管の区役所生活支援課へ提出する。
- ・区役所生活支援課は、受け取った候補者推薦書を静岡市民生委員児童委員推薦会（以下、「推薦会」という。）（事務局：保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課）へ回送する。

③ 推薦会による候補者の審査

- ・推薦会は、推薦のあった候補者について審査の上、推薦候補者を決定し、静岡市長に推薦する。

④ 静岡市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会による候補者の審査

- ・静岡市長は、推薦のあった候補者について、静岡市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「分科会」という。）に諮問（審査依頼）する。
- ・分科会は、諮問のあった候補者について審査の上、推薦候補者を決定し、静岡市長に答申する。
- ・ただし、一斉改選時以外の随時審査の場合、推薦会から全会一致で適任と認められて推薦を受けた候補者については、分科会への諮問を省略することとする。

⑤ 厚生労働大臣への推薦

- ・分科会から答申を受けた静岡市長は、速やかに推薦候補者を決定し、厚生労働大臣に推薦する。

民生委員・児童委員候補者推薦書

民児協番号・名称	—	地区民生委員児童委員協議会
担当区域番号・名称		
担当世帯数	世帯	

写真貼付
3cm×2.4cm
正面・上半身・
脱帽で3ヶ月以
内に撮影のもの
(無背景)

フリガナ			
氏名	※住民票上の漢字で記入してください。		
性別	男・女	年 月 日	日生まれ
生年月日・年齢	[満 歳(令和 年 月 日現在)]		
現住所 世帯員数	〒 静岡市 区 世帯員数()人 ※本人含む		
電話	自宅(又は携帯) : - - FAX : - -		
職業	無職・有職	※有職の場合に記入。 ↓「勤務形態」は該当に○ ①勤務形態 : 常 勤 ・ 非常勤 ・ パート ・ 自 営 ②職 業 : ③勤 務 先 :	
主な公職歴	※年月日順に記載。なお、無の場合は空欄で可。 ※民生委員・児童委員、主任児童委員歴は記載不要。		
健康状態	※満 75 歳以上(委嘱予定日時点)の方は、内容を確認し、口 に ✓ 点をしてください。 ☐ 健康で家族の理解があり、活動に支障はない。		

令和 年 月 日

静岡市民生委員推薦会委員長あて

民生委員・児童委員候補者推薦書の提出について

民生委員・児童委員候補者として、右記の者を推薦します。

なお、候補者については、以下のとおり申し添えます。※ 該当するものがあれば口 に ✓ 点

☐ 満 75 歳未満ではないが、健康で家族の理解があり、活動に支障はない。

☐ 常勤会社員であるが、休日を利用する等、活動に支障はない。

☐ 居住区外の担当となるが、活動に支障はない。

☐ その他特記事項()

※以下、地区民児協会長及び関係する全ての自治会・町内会長が「署名」ください。

令和 年度 地区連合自治会、学(地)区自治会連合会

会長

令和 年度 地区民生委員児童委員協議会

会長

令和 年度 自治会・町内会

会長

令和 年度 自治会・町内会

会長

令和 年度 自治会・町内会

会長

令和 年度 自治会・町内会

会長

令和 年度 自治会・町内会

会長

令和 年度 自治会・町内会

会長

令和 年度 自治会・町内会

会長

その他関係団体等(任意)

団体・役職名	氏名	団体・役職名	氏名

※その他関係団体等は、民生委員・児童委員の推薦において、候補者の選出に協力を得た団体等がある場合などにご利用ください。(例:候補者が所属する地元老人会、子供会 など)

静岡市主任児童委員推薦要領

1 候補者の資格・適格要件

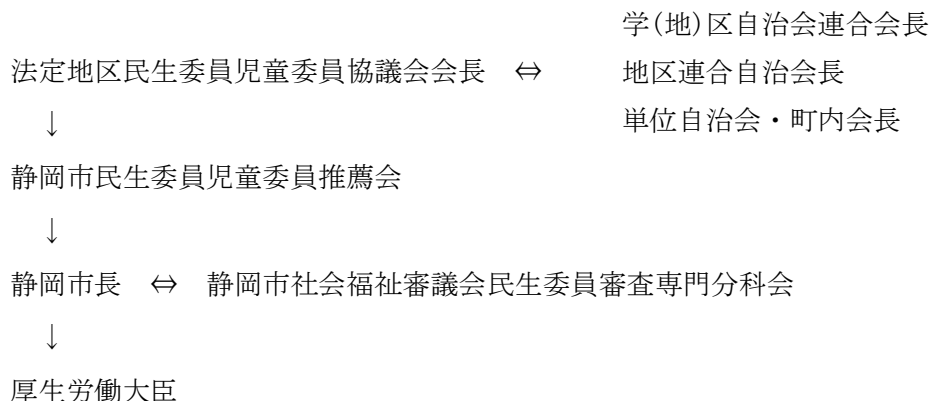
- ① 静岡市民生委員・児童委員推薦要領のうち、「1 候補者の資格・適格要件」に該当する者
- ② 委嘱予定日において満65歳未満である者。ただし、健康で家族の理解があり、委員活動に支障がない場合は、この限りではない。
- ③ 下記のいずれかに該当するような知識・経験等があり、地域における児童健全育成の中心となる者
 - ・児童福祉施設の施設長、児童指導員、保育士として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
 - ・学校等の教員の経験を有する者
 - ・保健師、助産師、看護師、保育士、教員の資格を有する者
 - ・子ども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者

2 候補者推薦書

候補者の推薦は、候補者推薦書（別記様式）により行う。

3 推薦の流れ

- (1) 推薦の順序は原則次のとおりとする。



- (2) 推薦の詳細の流れは次のとおりとする。

- ① 候補者の選出と候補者推薦書の作成
 - ・法定地区民生委員児童委員協議会長（以下、「地区民児協会長」という。）は、候

補者を選出し、候補者本人に対して、候補者推薦書のうち候補者本人記入欄への記載を依頼する。

- ・候補者は、必要事項を記入した候補者推薦書と写真2枚を地区民児協会長へ提出する。

※各地区民児協において、少なくとも1名は女性となるよう努めることとする。

② 候補者推薦書の提出

- ・地区民児協会長は、学(地)区自治会連合会長又は地区連合自治会長及び候補者の居住地の単位自治会・町内会長と協議等を行い、候補者推薦書へ連名で署名する。

- ・地区民児協会長は、完成した候補者推薦書を所管の区役所生活支援課へ提出する。

- ・区役所生活支援課は、受け取った候補者推薦書を静岡市民生委員児童委員推薦会（以下、「推薦会」という。）（事務局：保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課）へ回送する。

③ 推薦会による候補者の審査

- ・推薦会は、推薦のあった候補者について審査の上、推薦候補者を決定し、静岡市長に推薦する。

④ 静岡市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会による候補者の審査

- ・静岡市長は、推薦のあった候補者について、静岡市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「分科会」という。）に諮問（審査依頼）する。

- ・分科会は、諮問のあった候補者について審査の上、推薦候補者を決定し、静岡市長に答申する。

- ・ただし、一斉改選時以外の随時審査の場合、推薦会から全会一致で適任と認められて推薦を受けた候補者については、分科会への諮問を省略することとする。

⑤ 厚生労働大臣への推薦

- ・分科会から答申を受けた静岡市長は、速やかに推薦候補者を決定し、厚生労働大臣に推薦する。

令和 年 月 日

主任児童委員候補者推薦書

静岡市民生委員推薦委員長あて

主任児童委員候補者推薦書の提出について

主任児童委員候補者として、右記の者を推薦します。

なお、候補者については、以下のとおり申し添えます。※ 該当するものがあれば□に✓点

☐ 満65歳未満ではないが、健康で家族の理解があり、活動に支障はない。

☐ 常勤会社員であるが、休日を利用する等、活動に支障はない。

☐ 居住区外の担当となるが、活動に支障はない。

☐ その他特記事項()

※以下、地区民協会長及び関係する全ての自治会・町内会長が「署名」ください。

地区連合自治会、学(地)区自治会連合会

令和 年度

会長

地区民生委員児童委員協議会

令和 年度

会長

自治会・町内会

令和 年度

会長

民児協番号・名称	—	地区民生委員児童委員協議会
----------	---	---------------

フリガナ			
氏名			
性別 生年月日・年齢	男・女 [満 歳(令和 年 月 日現在)]	日生まれ 年 月 日	
現住所 世帯員数	〒 静岡市 区 世帯員数()人 ※本人含む		
電話	自宅(又は携帯) : - - FAX : - -		
職業	無職・有職 ※有職の場合に記入。 ↓「勤務形態」は該当に○ ① 勤務形態 : 常 勤 ・ 非常勤 ・ パート ・ 自 営 ② 職 業 : ③ 勤 務 先 :		
主な公職歴	※年月日順に記載。なお、無の場合は空欄で可。※委員歴は記載不要。		
児童福祉の知識・経験	① 児童福祉施設の施設長、児童指導員、保育士等の勤務経験、里親としての養育経験		
	② 学校等の教員の経験		
	③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格		
	④ 子ども会、少年スポーツ活動、PTA活動、少年輔導活動等の児童健全育成活動の経験		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
健康状態	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
※満 65 歳以上(委嘱予定日時点)の方は、内容を確認し、□に✓点をしてください。 □ 健康で家族の理解があり、活動に支障はない。			

写真貼付
3cm×2.4cm
正面・上半身・
脱帽で3ヶ月以
内に撮影のもの
(無背景)

令和7年6月27日（金）までにFAX、返信用封筒又はE-mailでお送りください。

【回答先】 FAX : 054-221-1091

E-mail : fukushisoumu@city.shizuoka.lg.jp

静岡市 福祉総務課 地域福祉係 濱宛て

別紙 1

回答書

審議事項1 民生委員欠員地区の公開について

(1) 欠員地区公開の是非について、いずれかに☑をご記入願います。

☐ 公開すべきである

☐ 公開すべきでない

・上記選択の理由をご記載ください。

(2) 公開する場合の取るべき手法について、いずれかに☑をご記入願います。

①対象の範囲

②公開する情報の細かさ

☐ ウェブサイト等で広く公開する

☐ 回覧板等で地域を限定する

☐ 不在地域がわかるよう詳細に示す

☐ 民児協単位で大まかに示す

・①②の選択の理由をご記載ください。

事務連絡 令和7年度 民生委員・児童委員一斉改選に係る今後の進め方について

対面による候補者審査の候補日について、ご都合が悪い日に×をご記入願います。

9/1 (月)	9/2 (火)	9/3 (水)	9/4 (木)	9/5 (金)	9/8 (月)	9/9 (火)	9/10 (水)	9/11 (木)	9/12 (金)

※いずれの日程も、午後6～7時あたりから1時間程度の会議を予定しております。

希望に添えない場合がありますこと、あらかじめご了承ください

委員氏名

静岡市民生委員推薦会委員名簿

(任期：令和6年5月1日～令和9年4月30日)

(敬称略) 令和7年4月28日現在

選出分野 (静岡市民生委員推薦会の委員の定数等に関する規則第2条第2項各号)	推薦団体	氏 名	摘 要
市議会議員 (第2項第1号)	市議会	やまなし わたる 山梨 渉	静岡市議会厚生委員会委員長
		きのした しゅんや 木下 俊也	静岡市議会厚生委員会副委員長
民生委員 (第2項第2号)	静岡市民生委員児童委員協議会	いちかわ しげる 市川 茂	静岡市民生委員児童委員協議会副会長
		くろさわ ゆきお 黒澤 幸夫	静岡市民生委員児童委員協議会副会長
社会福祉事業関係者 (第2項第3号)	静岡県社会福祉法人経営者協議会	おおたじま のぶゆき 太田嶋 信之	社会福祉法人あゆみ福祉会
		てらだ ちひろ 寺田 千尋	社会福祉法人明光会
社会福祉関係団体 (第2項第4号)	静岡市老人クラブ連合会	すずき さかえ 鈴木 栄	静岡市老人クラブ連合会会長
	静岡市社会福祉協議会	こばやし やすあき 小林 靖明	清水区地区社会福祉協議会連絡会会長
教育関係者 (第2項第5号)	静岡市校長会	しまだ あきひこ 島田 明彦	静岡市立長田西小学校校長
		くぼた よしこ 久保田 良子	静岡市立清水興津小学校校長
学識経験者 (第2項第7号)	—	えばら かつゆき 江原 勝幸	静岡県立大学短期大学部社会福祉学科准教授
	静岡市自治会連合会	すみくら まさかず 隅倉 正員	静岡市自治会連合会副会長
関係行政機関職員 (第2項第6号)	—	ほんの ゆういちろう 本野 雄一郎	葵区副区長兼葵福祉事務所長
		ふじわら ゆうさく 藤原 融作	清水区副区長兼清水福祉事務所長

幹事 近江 一禎 (福祉総務課長)
近田 邦晃 (福祉総務課地域福祉係長)
書記 濱 卓也 (福祉総務課主査)
佐々木 萌香 (福祉総務課主事)